

富山県ホームページ企業広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（平成19年2月22日制定）第5条第2項に基づき、富山県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県ホームページ 富山県（以下「県」という。）が管理するホームページ（<http://www.pref.toyama.jp> から始まるもの）のトップページをいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、4枠以上20枠以内で県が別に定める。

(広告の内容等)

第4条 県ホームページに掲載する広告の内容等については、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1項及び富山県企業広告等掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定による。

- 2 実施要綱第4条及び掲載基準は、広告主が指定するリンク先のホームページについて準用する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 画像 静止画像
- (2) 大きさ 縦60ピクセル・横200ピクセル
- (3) データ形式 JPEG 又はGIF
- (4) データ容量 20KB以下

(広告の禁止表現)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者が県に関する情報と誤解するおそれがあるもの
- (3) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の制限事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてその広告は掲載しない。

- (1) アクセシビリティの低い配色のもの
- (2) その他、閲覧者に不快感を与えるおそれがある場合

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は1箇月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載す

る月の最終日とする。

(広告の募集方法)

第9条 広告の募集は、県と広告掲載に関する契約を締結した者（以下「広告取扱事業者」という。）が行う。

(広告取扱事業者の募集及び選定)

第10条 広告取扱事業者は、県が別に定める要項に基づき募集し、競争入札により決定する。

(広告掲載の申込み等)

第11条 広告の掲載を希望する者は、広告取扱事業者に広告の掲載を申し込むものとする。ただし、同一月に複数枠の広告掲載を申し込むことはできない。

2 広告取扱事業者は、前項の申込みがあった場合は、第4条から第7条までの規定に基づき審査の上、広告主を決定するものとする。

3 広告取扱事業者は、前項の決定を行うに当たっては、広告内容等について事前に県と協議し、その承認を得なければならない。

(広告の原稿の作成及び提出)

第12条 広告の原稿は、広告主又は広告取扱事業者が第4条から第7条までの規定に基づき作成するものとする。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主又は広告取扱事業者が負担するものとする。

3 広告取扱事業者は、原則として当該広告の掲載開始日から起算して10日前までに、当該広告の原稿を県が指定した場所に提出しなければならない。

4 県は、前項の規定により提出された広告の原稿の内容が第4条から第7条までの規定に反していると判断した場合は、広告主又は広告取扱事業者に修正を求めることができる。

(広告の掲載料)

第13条 広告の掲載料（以下「広告料」という。）は、広告取扱事業者が定める。

2 広告主は、広告取扱事業者が定める手続に従い、広告取扱事業者に広告料を支払うものとする。

(広告掲載の方法)

第14条 県は、第12条の規定により提出された広告の原稿を、原則として掲載開始日の未明に掲載するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した広告を、原則として掲載終了日の深夜に取り除くものとする。

(広告内容の修正)

第15条 県は、広告の内容が第4条から第7条までの規定に反し、若しくはその恐れがあると判断したとき、又は内容に誤りがあると判断したときは、広告主又は広告取扱事業者に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第16条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が第4条から第7条までの規定に反すると判断したとき

(2) 広告主又は広告取扱事業者が正当な理由なく前条の規定による修正に応じないとき

(3) その他、広告の掲載を継続することが適切でないとき

- 2 県は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、広告取扱事業者を通じて、広告主に取消理由を付して書面により通知するものとする。
- 3 県は、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合、広告取扱事業者が広告掲載に関する契約に基づき県に支払う契約金額（以下「契約金額」という。）の減額は行わないものとする。
- 4 広告主又は広告取扱事業者は、広告の掲載の取消しにより生じた損害の賠償を県に請求することはできない。

（広告掲載の取下げ）

第17条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げる場合は、書面により広告取扱事業者に申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申し出があった場合、広告取扱事業者は、その旨を県に報告するものとする。
- 4 県は、第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、契約金額の減額は行わないものとする。

（広告の変更）

第18条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として1箇月単位で変更することができる。

- 2 広告主が前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第11条及び第12条の規定を準用する。

（リンク先の変更）

第19条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに、広告取扱事業者に届け出るものとする。

- 2 広告取扱事業者は、前項の届出があった場合は、直ちに第4条の規定に基づき審査を行うとともに、リンク先の変更について県に協議しなければならない。

（広告主の責務）

第20条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に損害を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（広告取扱事業者の責務）

第21条 広告取扱事業者は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意しなければならない。

（協議）

第22条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前に、改正前のこの要領第 11 条第 1 項の規定により富山県ホームページ広告掲載申込書を提出した者については、改正後のこの要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に県に富山県ホームページ広告掲載申込書を提出した者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。